

愛知県公契約に関する協議の場 会議要旨

- 日 時 平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 3 時から午後 4 時 45 分まで
- 場 所 アイリス愛知 2 階 中会議室サフラン
- 議事内容 愛知県公契約条例の取組状況

■発言要旨

- ・ 評価項目の指標は伸びているものとそうでないものがある。手法としての効果はあると言えるが、評価項目の設定については、それぞれの政策分野ごとに考えていくとよい。
- ・ 評価項目のウェイト付けを画一的ではなく、県全体で重点的に評価する項目を定めて、その配点を高くすべきである。特に、愛知県の弱点である障害者雇用についての工夫が必要である。また、国の施策をさらに評価項目に追加してはどうか。
- ・ 全庁で統一的に進める評価項目と、部局で判断する評価項目を設定した方が全体の底上げになる。配点割合の引き上げや評価項目の追加について、工夫していただきたい。
- ・ 効果の薄い指標もあるので、それぞれの政策分野において一番効果的な方法を考えた方が良いかもしれない。
- ・ (評価項目となっている県の施策に) 新たに登録した事業者のうちのどれくらいが公契約と関係しているのか、また、評価項目となっていることに対する事業者の期待感はどのくらいあるのだろうか。県の施策に登録した動機をアンケート調査してはどうか。
- ・ 県の施策に登録したことにより事業者がどのように変化したか、その内容が大切ではないか。事業者のその後の取組状況を踏まえて検証し、今後の施策に生かしていくべきである。

- ・公契約による政策推進効果は、急にではなく徐々に効いてくるものである。そういう意味では、予想以上に効果はあったと評価してもよいと思う。
- ・県の契約に関わる事業者は、全体としてはごくわずかに限定される。(県の施策を) 県の契約と関係のない事業者にどう広げていくのか。業界ごとに関わりの深い項目は異なってくる。県としてどのような方向性を持って全体の底上げを図っていくのか、項目の設定において考えていくべき課題である。
- ・ビルメンテナンス業界は労働集約型の産業であり、障害者法定雇用率の達成が難しい業界である。むしろ事業者の法令遵守状況の確認を強化し、品質、価格を重視した評価をしていただきたい。
- ・国土交通省が社会保険の加入を義務付ける中、公契約条例で労働環境の確認を導入したことは実にタイムリーな取組である。発注者側としては、労働環境の改善への取組や、優良工事表彰のような品質面での加点をさらに考慮していただきたい。
- ・政策実現にあたっては、法律、規制、補助金といった手段が通常である。それらの補完として考えられるものの最後に公契約がある。様々な政策推進手法の中で公契約をどう使っていくかという観点からアプローチし、その仕組みを大事に育てていく必要がある。